



第十一管区海上保安本部

平成30年10月7日

発表：午後10時50分

中国海洋調査船「向陽紅10号」の観認について（第1報）

午後4時20分頃、しう戒中の当庁航空機が沖縄県波照間島灯台の南東約198キロメートルの我が国排他的経済水域内において、航行中の中国海洋調査船「向陽紅10号」が、ワイヤー様のものを海中へ延ばしているのを確認したことから、我が国排他的経済水域において、我が国の同意を得ない海洋の科学的調査等を実施することは認められない旨の中止要求を無線にて実施しました。

